

ふるさと会だより

三豊市には市出身者を中心に構成されたふるさと会が、関東と関西にそれぞれ存在します。関東は約190人、関西は約240人の会員が活動していて、年1回の総会の他、交流会などを開催しています。

ふるさと会の総会を開催しました



関東・三豊市ふるさと会と関西・三豊市ふるさと会の総会が平成28年11月と12月に開催されました。総会では、活動報告や来年度の事業予定について話し合いました。また、総会の

後の懇親会では、ふるさとの話で大いに盛り上がり、ふるさとから遠く離れた場所での総会でしたが、三豊愛に包まれた時間となりました。

ふるさと会員、募集中!

会員には、広報紙と市の耳より情報を毎月送付しており、離れて暮らしていても三豊市の情報を受け取ることができます。

そんな、ふるさと会の会員になりませんか。詳しくは市HPをご覧ください。企画財政課までご連絡下さい。

▼問い合わせ 企画財政課 ☎73・3010

目指せ 男女共同参画社会

No.51

「男女共同参画社会」って何?

一人ひとりの男女が性別に関わりなく、個人として尊重され、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる社会が男女共同参画社会です。

家庭では・・・
家族を大切に、家事・子育て・介護などを家族で協力する。

職場では・・・
男女がともに仕事と家庭の両立ができる職場をつくる。

学校では・・・
一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てる。

地域では・・・
男女がともに地域の活動に関わり、よりよい地域づくりを進める。

男女共同参画社会

人ひとりが考え、実際に行動に移すことが大切です。

★みなさんも、あらゆる分野において男女共同参画について考えてみましょう!!

▼問い合わせ 企画財政課 ☎73・3010

少年育成センター

早いもので、平成28年度も残り少なくなりました。子どもたちにとっては、成長したことを最も実感する季節です。また、受験生においては、期待と不安が増す不安定な時期ではないでしょうか。楽しい団らんの中でしっかり話し合うこと、そして、不安や問題がある場合は、真正面から向き合い、ともに解決することで家族の絆も深まります。

「卒業」に向けて

さて、3月は『卒業』の時期。本来、卒業は「ひとつの業を終えること・学校の全課程を履修し終えること」です。

同時に、卒業は次のステップへの始まりでもあります。特に高校を卒業すれば、18歳以上には選挙権が認められ、大人として扱われます。新しく進む道は、必ず義務や責任が重くなってきます。

この節目にこれまでの生活を振り返ってみてはどうでしょうか。

成長を認めたたえる

入学前のお子さんのことを思い出してみてください。ずいぶんと身体も心も、考え

方も成長しています。そのことを伝えて、一緒に喜んであげてください。家族に認められ、ほめられることで、自信につながり将来への原動力になることでしょう。

周りの人に感謝を

子どもは、助けてくれたり、世話をしてくれたりする人には感謝の気持ちを持つことができます。しかしそれ以上に、成長させてくれる人は、間違った時に注意し、叱ってくれたり、厳しく鍛えてくれたりする人です。このような人の言葉に素直に耳を傾け、自分を省みることが次の成長につながるはず。

式に臨む心構え

子ども自身が卒業の意義を理解すれば、自然と身だしなみを整え、立派な姿勢で卒業式に出席すると思います。その姿をぜひ保護者として誇らしく感じてほしいものです。

これからも、親子の会話を大切に、家族の絆が深まることを願っています。

相談・問い合わせ

少年相談専用電話 ☎73・3137
少年育成センター ☎73・3136



じんけん探訪55

外国人の人権「多文化共生」

日本に暮らす外国人は223万人

日本に暮らす登録外国人は223万人(法務省・2015年末現在)です。そのうち最も多いのは中国出身者71万人で、全体の約3分の1を占めています。自動車産業などで働くブラジルやペルーなどの日系人、その他フィリピンやベトナムなどから日本へ働きに来る、いわゆる「ニューカマー」と呼ばれる外国人が増加しています。一方、韓国・朝鮮出身者は帰化などによって34万人に減少しています。さらに外国人観光客が昨年は2400万人を突破するなど、いまでは街で外国人と出会うことが珍しくなくなりました。こうして外国人の人権問題が新しい課題となってきました。

外国人への入浴拒否、宿泊拒否は不当

外国人という理由だけで①入浴拒否した事件、②マンションの入居を拒否した事件、③旅館が宿泊を拒否した事件などに裁判所や法務局の判断が示されました。入浴拒否事件の裁判で銭湯側は「外国人はマナーを守らない」と述べましたが、裁判所は「公衆浴場は公共施設。国籍、人種を問わず利

用が認められる。外国人全てがマナーを守らないと決めつけるのは合理性がない」として人種差別であり、違法・不当だと断定しました(2002年11月11日、札幌地裁)。入居拒否事件では人種差別撤廃条約違反とされ、法務局が不動産業者に改善を求めました。宿泊拒否事件では、旅館の経営者は「外国人に部屋の備品を持ち去られた経験がある」ようですが、法務局は憲法14条「人種によって差別されない」や旅館業法5条(伝染病など以外は断つてはいけない)に違反するとして経営者に改善を求めました。言葉や生活習慣など文化が異なる人々が一緒に生活できるように、互いの人権を尊重して違いを認め合う「多文化共生」の考え方が大切になってきています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)は人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。差別的意識を助長する目的で危害を加えると警告したり、著しく侮蔑したりするなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動に対して、国と地方自治体は必要な対策をとることが義務づけられています(「ヘイトスピーチ解消法」)。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008